

宗像市債券運用基準

1 債券の選択にかかる判断の優先順位は、以下のとおりとする。

- (1) 安全性
- (2) 流動性担保の必要性の度合い
- (3) 利回り

2 リスクを最小限に抑えるため、次の方法をとる。

(1) 信用リスクへの対応

- ① 債券により運用する金融商品は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、国庫短期証券、債券現先（買現先）とする。
- ② 金融機関の選定については、宗像市資金管理運用基準第5のうち、②③を適用する。

(2) 債券価格変動リスクへの対応

当該債券の償還期限まで保有することを前提にした債券購入を原則とする。ただし、会計管理者が必要と認めた場合は、当該債券を償還日前に売却することができる。この場合においては、投資元本を上回る価格で売却しなければならない。

(3) その他のリスクへの対応

金利変動リスク、流動性リスク等を回避するため、購入する債券は、新発債、既発債を問わず、残存期間が30年を超えない債券とする。ただし、有利な条件の債券で運用委員会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、債券の取得価格は、原則としてアンダーパーで取得できる債券とするが、2年のクーポン収入を超えない範囲内までは、購入をすることができる。

3 債券の購入時期及び満期若しくは期中売却時は、債券ごとに下記の事項のうち、確定した事項を遅滞なく記録保管する。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 購入債券の名称 | ⑥ 償還価格又は売却価格 |
| ② 購入日、並びに購入価格 | ⑦ 受け取り利息の合計額 |
| ③ 購入理由 | ⑧ 債券売却益 |
| ④ 適用期間 | ⑨ 運用期間中の利回り |
| ⑤ 満期又は売却日 | ⑩ 期中売却の場合、その理由 |

4 運用益は、本基準に基づく市場運用の結果である。従って、期間を運用益の基準としては設定はしない。

付 則

本基準は平成15年10月6日から適用する。

一部改正（平成17年 8月25日）

一部改正（平成19年 5月23日）

一部改正（平成20年 5月 8日）

一部改正（平成22年 5月17日）

一部改正（平成22年11月12日）

一部改正（平成24年 6月 1日）

一部改正（平成28年 3月 7日）

一部改正（平成28年 6月21日）